

伊賀市の適正な土地利用に関する条例における分家住宅の条件を

令和8年4月1日以降緩和します

1. 改正の趣旨

申請者が分家住宅の建築を計画する際に、条例施行時点（平成30年4月2日時点）から土地を所有しているケースは少なく、建築を計画してから適した土地を探すというケースが多くなっています。また、実家の周囲に建築に適した土地を所有していないが、土地を購入した上で実家の近辺に住宅を建築したいという相談も一定数寄せられており、Uターン希望者がより分家住宅を建築しやすいよう下記のとおり緩和します。

2. 改正内容

(改正前)

建築する土地は、条例施行日（平成30年4月2日）以前より申請者、又は申請者の直系尊属、又はその兄弟姉妹、もしくは申請者の兄弟姉妹が所有していた土地。

(改正後)

建築する土地は、申請者、又は申請者の直系尊属、又はその兄弟姉妹、もしくは申請者の兄弟姉妹が取得し所有している土地。

申請者は過去に分家住宅を建築していないこと（申請者個人の申請数を1件に制限する。）。

3. 対象となる区域

⑧幹線道路沿道区域

⑩保全区域

※⑧⑩以外の区域は建築開発事業の基準一覧表をご参照ください。

